

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人恒和永千会

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人恒和永千会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他、理事長の命を受けて法人の施設運営の業務に携わった場合は、次のとおり日当を支給する。

（1）理事、監事 1日 5,000円

（2）評議員 1日 5,000円

（報酬の支払方法）

第4条 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

（交通費の支給）

第5条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他、理事長の命を受けて法人の施設運営の業務に携わった場合は、次のとおり交通費を支給する。

（1）和気町・赤磐市 3,000円

（2）和気町・赤磐市以外 5,000円

（慰労金の支給）

第6条 辞任した役員等に慰労金を支給することがある。

2 慰労金額については期間を考慮し、理事会で審議し評議員会の承認を得るものとする。

（慰労金の支給方法）

第7条 慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。